

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	業者番号
(株)大林組	東京都港区港南 2 - 15 - 2	1-003000

注) 業者番号「1 -」は国土交通大臣許可を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 8 月 22 日～令和 8 年 9 月 21 日（1 ヶ月）

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する工事

4. 事実概要

(株)大林組が代表構成員を務める共同企業体が施工の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか工事において、令和 6 年 10 月 4 日に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和 8 年 3 月 24 日付けで同社及び同社社員 2 名が鰵�沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 29 年要領第 3 号）別表第 2 第 15 号アに該当する。

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（直通）